

平成 29 年 10 月 10 日

## 各 位

株 式 会 社 ア 一 ク コ ア  
代表取締役社長 正 渡 康 弘  
(コード番号: 3384 名証セントレックス)  
問合せ先: 取締役管理本部長 土屋 勉  
電話番号: (03) 5837-3611

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	平成 29 年 11 月 1 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 100,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 409 円
(4) 処分価額の総額	40,900,000 円
(5) 割当予定先	当社の取締役 (※) 4 名 100,000 株 ※社外取締役を除く。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

##### 2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 29 年 4 月 13 日開催の当社の取締役会において、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入することを決議いたしました。そして、当社は、平成 29 年 5 月 25 日開催の当社第 14 回定時株主総会において、本制度に基づき、取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額 50 百万円以内(うち社外取締役 10 百万円以内)として設定すること、取締役は金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 10 万株以内とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として 3 年間から 5 年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社の取締役会決議により、第 15 期事業年度(平成 29 年 3 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日まで)の譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役 4 名(社外取締役を除く。以下、「割当対象者」という。)に対し、金銭報酬債権 40,900,000 円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡

制限付株式として当社の普通株式 100,000 株を割り当てるることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

### 3. 割当契約の概要

#### ① 譲渡制限期間

平成 29 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします（以下、「譲渡制限」という）。

#### ② 割当対象者の退任時の取扱い

割当対象者が本譲渡制限期間が満了する前に当社もしくは当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人をいずれも退任、退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由（任期満了等）がある場合を除き、当社は、本割当株式の全部について、当該退任、退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

#### ③ 譲渡制限の解除

上記①の定めにかかわらず、当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社もしくは当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由（任期満了等）により、本譲渡制限期間が満了する前に上記②に定める地位をいずれも退任、退職した場合には、平成 29 年 11 月から割当対象者が上記②に定める地位をいずれも退任、退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とします。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式について、上記②に定める地位をいずれも退任、退職した時点の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

#### ④ 無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において上記③の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。

#### ⑤ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C 日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

#### ⑥ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、平成29年11月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

かかる場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社の取締役会決議日の直前営業日（平成29年10月6日）の名古屋証券取引所における当社の普通株式の終値である409円としております。これは、当社の取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、この価額は、当社の普通株式の名古屋証券取引所における当社の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（平成29年9月7日から平成29年10月6日まで）の終値単純平均値である395円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率は3.54%（小数点以下第3位を四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、同直前営業日までの3か月間（平成29年7月7日から平成29年10月6日まで）の終値単純平均値である390円からの乖離率は4.87%、及び同直前営業日までの6か月間（平成29年4月7日から平成29年10月6日まで）の終値単純平均値である380円からの乖離率は7.63%となっており、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

以上